

【消費税改定後】平成31（2019）年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表（確定）

市町名 上三川町

【問い合わせ】

市町担当課名 健康福祉課(インフルエンザ(高齢者)・高齢者肺炎球菌のみ。)子ども家庭課

郵便番号 329-0696

住 所 河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

T E L 0285-56-9102(健康福祉課)
0285-56-9132(子ども家庭課)

F A X 0285-56-6868

種 別	年齢区分	委託料 (消費税含む)	備考
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風(DPT-IPV)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	11,473 円	
ジフテリア、百日せき、破傷風(DPT)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	5,863 円	
ジフテリア、破傷風(DT)	11歳以上13歳未満の者	4,928 円	
麻疹、風しん(MR)	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	10,978 円	
	2期 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ	10,978 円	対象は、年長児相当の者
麻疹	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	7,403 円	
	2期 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ	7,403 円	対象は、年長児相当の者
風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	7,414 円	
	2期 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ	7,414 円	対象は、年長児相当の者
日本脳炎	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	7,898 円	【特例措置】①平成7年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた者：第1期及び第2期の未接種分を19歳まで定期接種として接種できます。 ②平成19年4月2日～平成21年10月1日までに生まれた者：第1期の未接種分を9歳～13歳未満の間、定期接種として接種できます。
	生後90月を超えた者	7,073 円	
結核(BCG)	1歳に至るまでの間にある者	7,623 円	
急性灰白髄炎(不活化ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	10,318 円	
子宮頸がん	平成15年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子	16,698 円	
H i b(インフルエンザ菌b型)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	8,877 円	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	12,243 円	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	9,273 円	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	6,757 円	
予診のみ		1,300 円	

特記事項

- ・上表の金額には、消費税・地方消費税が含まれています。
- ・請求書及び報告書に押印する印鑑については、代表者印をご使用ください。
- ・請求書の振込先等、記入もれのないようお願いいたします。
- ・対象年齢(年齢区分)に該当しない場合は、支払い不可となりますのでご注意ください。